

岩手県教育委員会告示第8号

学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第34条第2項の規定により、技能教育のための施設の連携科目等について、次のとおり指定し、指定を変更し、及び指定を解除した。

平成26年11月11日

岩手県教育委員会

委員長 八重樫 勝

1 技能教育のための施設の名称及び所在地

(1) 名称 岩手看護高等専修学校

(2) 所在地 盛岡市長田町24番7号

2 指定した連携科目等

連携措置に係る科目	連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目
看護と倫理	基礎看護
基礎看護	
人体の仕組みと働き	人体と看護
食生活と栄養	
疾病の成り立ち	疾病と看護
保健医療福祉の仕組み	生活と看護
看護と法律	
患者の心理	
精神看護	精神看護
臨地実習	看護臨地実習

3 指定を変更した連携科目等

変更前		変更後	
連携措置に係る科目	連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目	連携措置に係る科目	連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目
成人看護	成人看護	成人看護 老年看護	成人看護 老年看護
母子看護	母子看護	母子看護	母性看護
			小児看護

4 指定を解除した連携科目等

連携措置に係る科目	連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目
看護一般	看護一般
看護実習	看護実習

5 指定、指定の変更及び指定の解除の年月日 平成26年11月1日